

令和6年4月

新潟市フリースクール等連携協議会  
フリースクール等民間施設・団体における望ましい運営、相談・指導等の在り方について

フリースクール等民間施設・団体において相談・指導を受ける際には、学校、教育委員会、保護者が、以下に掲げる事項を参考としながら、当該施設・団体において、子どもが必要としている支援を受けることができるか、総合的に判断することが大切である。

※「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（元文科初第698号 令和元年10月25日）（別添3）「民間施設についてのガイドライン（試案）」より抜粋。

**1 実施主体について**

- 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

**2 事業運営の在り方と透明性の確保について**

- 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- 相談等で知りえた個人情報や秘密等は、業務中、業務以外を問わず守られていること。
- 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

**3 相談・指導の在り方について**

- 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。
- 受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。
- 我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

**4 相談・指導スタッフについて**

- 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- 宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を備えたスタッフが配置されていること。

**5 施設、設備について**

- 各施設にあっては、安心で衛生的な環境が整備されており、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。（※関係機関や施設との連携により活動を可能にしている場合を含む。）
- 宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

**6 学校、教育委員会と施設との関係について**

- 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。なお、個人情報については、特に慎重に取り扱われていること。

**7 家庭との関係について**

- 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- 宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。